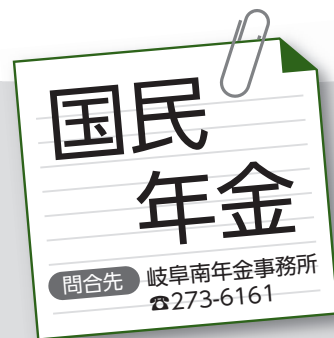


国民年金 こんなときには届出が必要です

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。届出は加入する時だけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。もし、届出されなかった場合、年金額が少なくなったり受け取れない場合もありますので、必ず届出をしましょう。



届出が必要なとき	異動の内容	持参するもの	届出先
20歳になったとき（厚生年金や共済年金加入者を除く）	第1号被保険者になります。	・印鑑（本人自署の場合は不要）	住民課
退職したとき（厚生年金や共済年金加入者の場合）	第2号被保険者から第1号被保険者になります。（第3号被保険者に該当する場合を除く）	・印鑑（本人自署の場合は不要） ・年金手帳 ・雇用保険被保険者離職票など	住民課
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金を辞めたとき	第3号被保険者から第1号被保険者になります。	・印鑑（本人自署の場合は不要） ・年金手帳 ・雇用保険被保険者離職票など	住民課

- ◆第1号被保険者 無職・自営業者など
- ◆第2号被保険者 会社員・公務員など
- ◆第3号被保険者 会社員・公務員などの被扶養配偶者



地震災害に備えて

日本は世界有数の地震国であり、昔から地震による多くの被害を受けてきました。近い将来必ず起きると言われている東海地震の被害を最小限に食い止めるためにも、今できる対策を紹介します。

1 家具から身を守る

家具の転倒・落下防止対策は地震が起きたときの負傷防止対策として重要です。転倒防止器具を使用しての固定や避難するときの事を考えた家具の配置を工夫しましょう。

2 非常用持ち出し品の準備

地震災害が起きると道路や線路などが壊れてしまい物資の輸送活動が困難になります。最低限の水と食料を確保しましょう。また、持ち出し品リストを作成するなどして、必要な物を検討しておきましょう。

3 火災を発生させない

大きな地震が発生すると、火災につながる 경우가多く、被害が拡大する可能性があります。

日頃から、台所など火を使うところの近くに可燃性の物を置かないように注意してください。

できれば消火器を備え付けると共に、消火器の使用方法を確認しておきましょう。

4 家族で防災会議

避難する場所や経路を確認しておきましょう。ガレキなどでベビーカー、車椅子や台車などが使用できなくなる可能性もあります。また、災害時における家族間での連絡の取り方を話し合っておくことも大切です。

8月30日から9月5日の「防災週間」をきっかけに、家族で地震への備えについて話し合ってみてはいかがでしょうか。

